

平成十四年一月二十五日受領  
答 弁 第 四 六 号

内閣衆質一五三第四六号

平成十四年一月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト開示進捗状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出カルテ・レセプト開示進捗状況に関する質問に対する答弁書

一の(1)及び(2)について

診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び老人訪問看護療養費・訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の開示については、「診療報酬明細書等の被保険者への開示について」（平成九年六月二十五日付け老企第六十四号・保発第八十二号・庁保発第十六号厚生省老人保健福祉局長、保険局長、社会保険庁運営部長通知。以下「九年通知」という。）により、保険者に対し、被保険者から診療報酬明細書等の開示を求められた場合には、当該診療報酬明細書等を開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じない旨を保険医療機関等に確認した上で開示すること等について、周知を図っているところである。

九年通知を発出した後の年度別、都道府県別及び保険者別の開示件数等は、それぞれ別表第一、別表第二及び別表第三のとおりであり、不開示の理由別の件数は別表第四のとおりである。

九年通知を発出した後平成十二年度までの間では、開示請求に係る診療報酬明細書等が存在しない場合等を除いた請求件数の九十八・八パーセントについて開示が行われており、各保険者において適正に対処

されているものと考えている。

一の(3)について

労災保険における診療費請求内訳書、薬剤費請求内訳書及び労災保険訪問看護費用請求内訳書（以下「診療費請求内訳書等」という。）の開示については、「診療費請求内訳書等の被災労働者等への開示について」（平成十三年十一月五日付け基発第九百六十二号厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、都道府県労働局において、被災労働者等から診療費請求内訳書等の開示を求められた場合には、診療報酬明細書等と同様に、本人の診療上支障が生じない旨を労災指定医療機関等に確認した上で開示することとしている。

一の(4)について

診療報酬明細書等の開示請求後に、診療報酬の請求内容に誤りがあることが判明したため、保険者が審査支払機関を通じて保険医療機関等に診療報酬明細書等を返戻した事例があったことは承知している。

なお、一般論としては、保険医療機関等が診療報酬の請求内容に誤りがあったとして訂正を行った場合、保険者は訂正後の真正な診療報酬明細書等を開示することになる。

一の(5)について

診療報酬明細書には調剤単位数、薬剤料の総点数、薬剤名、規格単位、投与量、薬剤点数等を、調剤報酬明細書には調剤数量、薬剤料、医薬品名、規格、用量、単位薬剤料等を記載することとされている。ただし、一剤一日分の薬価が二百五十円以下の内服薬等については、診療報酬及び調剤報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求事務の負担を軽減する観点から、診療報酬明細書にあつては薬剤名、規格単位及び投与量の記載を、調剤報酬明細書にあつては医薬品名、規格及び用量の記載を、省略することができる取扱い（以下「二百五十円ルール」という。）としている。

平成十二年社会医療診療行為別調査によれば、入院外の投薬及び注射において、二百五十円ルールが適用される二十点以下の薬剤の点数別構成割合について診療報酬明細書に当該薬剤の名称が記載されているか否かによる明確な差異は認められないこと等から、二百五十円ルールが不正請求の温床となつているとの御指摘は当たらないと考えているが、保険医療機関等の医事会計の電子計算処理の進ちよく状況にかんがみ、診療報酬等の請求の一層の透明化を図る観点から、二百五十円ルールの見直しを行うこととしている。

一の(6)について

平成八年から平成十二年までの社会医療診療行為別調査によれば、入院外の投薬における薬剤名無記載の薬剤の構成割合は、平成八年は三十九・九パーセント、平成九年は四十二・六パーセント、平成十年は五十・〇パーセント、平成十一年は四十九・六パーセント、平成十二年は五十一・四パーセントとなっている。

一の(7)について

保険医療機関等が医療費明細書その他医療費の内容が分かる文書を交付することについては、患者に対する適切な情報提供を図る観点から重要なことであると考えており、平成十二年三月には、保険医療機関等に対して、医療費の内容が分かる領収証の交付に努めるよう周知徹底したところである。

なお、国立病院等財務会計・管理会計システム等検討会は、国立病院及び国立療養所が独立行政法人に移行した場合における会計システム、病院情報システム等に関する検討を行うために設置されたものであり、御指摘の事項は検討対象となっていないが、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下「国立病院等」という。）においては、従来から窓口で医療費明細書等の交付を行っているところである。

二の(1)について

平成十三年一月一日以降の国立病院等における診療記録の病院別、請求者別、診療科目別及び月別の開示件数等は、それぞれ別表第五、別表第六、別表第七及び別表第八のとおりである。

国立病院等において診療記録の開示を行うに当たっては、平成十二年六月に策定した「国立病院等における診療情報の提供に関する指針」に基づき、国立病院等の長が、副院長、医長、看護部長等を構成員とする診療録等開示委員会から治療効果等への悪影響の有無等に関する意見を聴取し、当該意見に基づいて開示の可否等を決定しているところであり、各国立病院等において適正に対処されているものと考えている。

二の(2)について

平成十三年一月一日以降の国立大学附属病院における診療記録の病院別、請求者別、診療科目別及び月別の開示件数等は、医学部附属病院等についてはそれぞれ別表第九、別表第十、別表第十一及び別表第十二のとおりであり、歯学部附属病院についてはそれぞれ別表第十三、別表第十四、別表第十五及び別表第十六のとおりである。

国立大学附属病院において診療記録の開示を行うに当たっては、各国立大学附属病院の診療情報提供に  
関する規程等に基づき、国立大学附属病院の長が、診療情報委員会等から治療効果等への悪影響の有無等  
に関する意見を聴取し、当該意見に基づいて開示の可否等を決定しているところであり、各国立大学附属  
病院において適正に対処されているものと考えている。

## 二の(3)について

診療記録の開示の法制化については、医療審議会において平成十一年七月に取りまとめられた中間報告  
を踏まえ、今後の患者の側の認識及び意向の推移、医療従事者の側の自主的な取組並びに診療情報の提供  
及び診療記録の開示についての環境整備の状況を見つつ、検討することとしている。

診療記録の開示に向けた医療従事者の自主的な取組は、平成十一年四月に社団法人日本医師会が「診療  
情報の提供に関する指針」を作成する等着実に進んでいると認識しており、政府としても、医療法等の一  
部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）において「診療録その他診療に関する諸記録に係る情  
報を提供することができる旨」を医業等に関して広告できる事項に追加するなど、自主的な取組を支援し  
ているところである。

今後は、こうした取組の医療の現場への普及及び定着の状況等を見つつ、診療記録の開示の法制化について更に検討を行う必要があると考えている。

別表第一

年度	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数	文書不存在等件数
平成九年度	三、九七九	三、八一八	一四	三〇	一一七
平成十年度	七、九六九	七、二三五	二六	三六	六七二
平成十一年度	八、七六一	七、六六七	三〇	七一	九九三
平成十二年度	一一、五〇六	一一、六六九	五四	九五	六八八
合計	三三、二一五	三〇、三八九	一二四	二三二	二、四七〇

(注) 一 保険者が政府、健康保険組合、国民健康保険を行う市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合であるもの

の合計である。

二 年度末において保険医療機関等に照会中であつたものについては、政府及び健康保険組合においてはそれらを除いた件数としており、国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においてはそれらを処理した年度に計上している。

三 国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においては、開示及び部分開示の件数の合計を「開示件数」としている。

四 「文書不存在等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかつたため開示されなかつた件数、請求取下げ件数等が含まれる。

五 平成九年度は、平成九年七月から平成十年三月までの件数である。ただし、健康保険組合においては、平成九年度は平成九年七月から平成十年二月までの件数、平成十年度以降の各年度にあつては当該年三月から翌年二月までの件数である。

別表第二

都道府県	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数	文書不存在等件数
北海道	一、〇〇七	九七四	八	一	二四
青森	七二三	七〇四		九	
岩手	一〇	一〇			

山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城
二二三	六七	一一六	三二五	一七六	三、一一六	八、六一七	一、四三三	四一八	四七五	一八七	二六八	三八一	九八	二一二	四六六
二二三	六七	一〇六	三〇七	一四八	二、九九五	七、五三七	一、〇五〇	三九二	四六五	一七七	二六二	三八一	九四	二〇二	四一九
					一五	五六			一〇	一〇					
		三			三〇	四一	二	二							八
		七	一八	二八	七六	九八三	三八一	二四			六		四	一〇	三九

山口	広島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野
八九	一、〇八八	二五三	六〇	七	七五	三〇九	一、三五八	二、八八〇	一、〇八七	三三七	一九九	一、九六七	四七〇	三二一	四七七
八八	一、〇三七	二三八	五二	五	七五	三〇四	一、三三九	二、六三七	九六八	三一六	一九九	一、七三九	四〇六	三二〇	四七五
			五					一四	四						
	二〇	四	一				二	七	一			三二	二一		
一	三一	一一	二	二		五	一七	二二二	一一四	二一		一九六	四三	一	二

徳島	六二三	五四九			七四
香川	一四七	一三八			九
愛媛	三八七	三七二		一五	
高知	三〇九	二八七			二二
福岡	一、一〇四	一、〇三八		三一	三五
佐賀	六四	六四			
長崎	三〇六	二九七	二		七
熊本	一六三	一五五			八
大分	二四八	二四六		二	
宮崎	二〇三	一六三			四〇
鹿児島	二九一	二九一			
沖縄	二八五	二七八			七

(注)

- 一 保険者が政府、健康保険組合、国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合であるものの合計である。
- 二 空欄は該当件数が〇件のものである。
- 三 政府及び健康保険組合においては、年度末において保険医療機関等に照会中であつたものを除いた件数としている。
- 四 国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においては、開示及び部分開示の件数の合計を「開示件数」としている。
- 五 「文書不存等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかつたため開示されなかつた件数、請求取下げ件数等が含まれる。
- 六 政府については開示請求を受け付けた社会保険事務所等が置かれている都道府県において、健康保険組合についてはその主たる事務所が置かれている都道府県において計上している。

別表第三

保 険 者	請 求 件 数	開 示 件 数	部 分 開 示 件 数	不 開 示 件 数	文 書 不 存 在 等 件 数
政 府	七、七二八	六、七五〇	五七	八三	八三八
健 康 保 険 組 合	五、四六〇	五、一七九	六七	六七	一四七
国民健康保険を行う市町村	一八、五五六	一七、六一二	—	八〇	八六四
国民健康保険組合	一、四七一	八四八	—	二	六二一

(注) 一 政府及び健康保険組合においては、年度末において保険医療機関等に照会中であつたものを除いた件数としている。  
 二 国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合においては、開示及び部分開示の件数の合計を「開示件数」としている。  
 三 「文書不存在等件数」には、開示決定を行ったが請求者が来庁しなかつたため開示されなかつた件数、請求取下げ件数等が含まれる。

別表第四

不 開 示 の 理 由	件 数
保険医療機関等が診療報酬明細書等の開示により診療上支障が生じると判断	一七七
請求者が本人又は遺族のいずれにも該当しない	一〇
診療報酬の請求内容に誤りがあることが判明し、審査支払機関を通じて保険医療機関等に診療報酬明細書等を返戻	七
審査支払機関に対して再審査請求を行っており、開示請求時には診療報酬明細書等が存在	二
不明	三六

別表第五

病院名	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
国立札幌病院	二	二		
国立弘前病院	一	一		
国立仙台病院	二	一		一
国立水戸病院	一	一		
国立高崎病院	五	五		
国立沼田病院	一		一	
国立埼玉病院	六	六		
国立西埼玉中央病院	三	三		
国立千葉病院	二	二		
国立習志野病院	三	三		
国立佐倉病院	一	一		
国立大蔵病院	二	二		
国立小児病院	七	七		
国立病院東京医療センター	三	二		一







国立療養所東名古屋病院	一			
国立療養所南京都病院	二	二		
国立療養所宇多野病院	二	二		
国立療養所刀根山病院	二	二		
国立療養所山陽病院	一	一		
国立療養所柳井病院	一	一		
国立療養所香川小児病院	四	三		一
国立療養所愛媛病院	二	二		
国立療養所南福岡病院	一	一		
国立療養所東佐賀病院	一		一	
国立療養所再春荘病院	一	一		
国立療養所沖繩病院	三	一	一	
国立療養所多磨全生園	一			
国立十勝療養所	一			一
国立療養所南花巻病院	一			一
国立下総療養所	一			

国立がんセンター中央病院	七	六		一
国立がんセンター東病院	三	三		
国立循環器病センター	六	五		一
国立精神・神経センター武蔵病院	二		二	
国立精神・神経センター国府台病院	六	三		三
国立国際医療センター	二	二		

(注) 一 空欄は該当件数が〇件のものである。  
 二 国立習志野病院については、平成十三年六月一日に移譲を行った。

別表第六

請求者	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
患者本人	八九	七八	五	六
家族	四三	三八	一	四
遺族	五七	四九	一	七

別表第七

診療科	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
内科	二八	二四	一	三

產科	產婦人科	泌尿器科	皮膚科	心臟血管外科	呼吸器外科	腦神經外科	整形外科	外科	小兒科	循環器科	消化器科	呼吸器科	神經內科	神經科	精神科
五	三	三	四	二	四	一〇	一六	二五	二一	九	四	一〇	一〇	一	一四
五	三	三	四	二	四	一〇	一五	二四	一八	七	三	一〇	九	一	六
									一	一			一		二
							一	一	二	一	一				六

別表第八

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

月	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
平成十三年一月				
同年二月	五	五		
同年三月	三	三		
同年四月	二五	二一	三	一
同年五月	一九	一六	二	一
同年六月	二一	一八		三
同年七月	一九	一五	二	二
同年八月	三五	三二		三

婦人科	八	七	一	
眼科	四	三		一
耳鼻いんこう科	六	五		一
放射線科	一	一		
歯科口腔外科	一	一		

同年九月	二〇	一九		一
同年十月	二六	二二		四
同年十一月	一六	一四		二

(注) 一 請求件数については、開示に関する決定を行った月に請求があったものとみなして計上している。  
 二 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第九

病 院 名	請 求 件 数	開 示 件 数	部 分 開 示 件 数	不 開 示 件 数
北海道大学医学部附属病院	一七	一七		
旭川医科大学医学部附属病院	七	七		
弘前大学医学部附属病院	一	一		
東北大学医学部附属病院	七	七		
秋田大学医学部附属病院	二	二		
山形大学医学部附属病院	三	三		
筑波大学附属病院	五	五		
千葉大学医学部附属病院	三	三		
東京大学医学部附属病院	三二	三二		

東京医科歯科大学医学部附属病院	九	八		
新潟大学医学部附属病院	六	六		
富山医科薬科大学附属病院	七	七		
金沢大学医学部附属病院	九	九		
福井医科大学医学部附属病院	五	五		
山梨医科大学医学部附属病院	一〇	一〇		
信州大学医学部附属病院	九	九		
岐阜大学医学部附属病院	三	三		
名古屋大学医学部附属病院	一三	一三		
三重大学医学部附属病院	一	一		
滋賀医科大学医学部附属病院	九	九		
京都大学医学部附属病院	二一	二一		
大阪大学医学部附属病院	七	七		
神戸大学医学部附属病院	一四	一四		
鳥取大学医学部附属病院	二	二		
島根医科大学医学部附属病院	三	三		
				一

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

岡山大学医学部附属病院	一二	一二		
広島大学医学部附属病院	二八	二八		
山口大学医学部附属病院	一一	一一		
徳島大学医学部附属病院	七	七		
香川医科大学医学部附属病院	六	六		
愛媛大学医学部附属病院	二	二		
高知医科大学医学部附属病院	一〇	一〇		
九州大学医学部附属病院	一二	九	二	一
佐賀医科大学医学部附属病院	一四	一四		
長崎大学医学部附属病院	五	五		
熊本大学医学部附属病院	五	五		
大分医科大学医学部附属病院	九	九		
宮崎医科大学医学部附属病院	三	三		
鹿児島大学医学部附属病院	八	八		
琉球大学医学部附属病院	三〇	三〇		

別表第十

患者本人	家族	遺族	請求者
二六一	六三	四三	請求件数
二五七	六三	四三	開示件数
二			部分開示件数
二			不開示件数

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第十一

診療科	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
内科	八二	八〇	一	一
精神科・神経科	二五	二四	一	
小児科	二〇	二〇		
外科	五二	五二		
整形外科	三六	三六		
脳神経外科	二一	二一		
皮膚科	一六	一六		
泌尿器科	九	九		

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

臨床薬理センター	理学療法部	総合診療部	集中治療部	救急部	放射線部	検査部	麻酔科	歯科口腔外科	放射線科	耳鼻いんこう科	眼科	産科婦人科
一	一	四	一	三	一	一	一六	八	二	一五	二六	二七
一	一	四	一	三	一	一	一六	八	二	一四	二六	二七
										一		

別表第十二

月	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
平成十三年一月	一四	一四		
同年二月	三三	三一	一	一
同年三月	三六	三六		
同年四月	二七	二七		
同年五月	三六	三六		
同年六月	三九	三八	一	
同年七月	四〇	四〇		
同年八月	三九	三九		
同年九月	四四	四四		
同年十月	二四	二四		
同年十一月	三五	三四		一

(注) 一 請求件数については、開示に関する決定を行った月に請求があったものとみなして計上している。  
 二 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第十三

病 院 名	請 求 件 数	開 示 件 数	部 分 開 示 件 数	不 開 示 件 数
北海道大学歯学部附属病院	二	二		
東京医科歯科大学歯学部附属病院	一二	一二		
大阪大学歯学部附属病院	八	八		
岡山大学歯学部附属病院	六	六		
九州大学歯学部附属病院	一	一		
長崎大学歯学部附属病院	三	三		
鹿児島大学歯学部附属病院	四	四		

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第十四

請 求 者	請 求 件 数	開 示 件 数	部 分 開 示 件 数	不 開 示 件 数
患者本人	三四	三四		
家族	一	一		
遺族	一	一		

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第十五

診療科	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
歯科	一	一		
歯科口腔外科	一一	一一		
保存系診療科	一一	一一		
補綴系診療科	九	九		
麻酔科	一	一		
予防歯科	一	一		
顎関節治療部	二	二		

(注) 空欄は該当件数が〇件のものである。

別表第十六

月	請求件数	開示件数	部分開示件数	不開示件数
平成十三年一月	六	六		
同年二月	二	二		
同年三月	一	一		
同年四月	四	四		

同年五月						
同年六月						
同年七月						
同年八月						
同年九月						
同年十月						
同年十一月						
	九	一	五	三	五	
	九	一	五	三	五	

(注) 一 請求件数については、開示に関する決定を行った月に請求があったものとみなして計上している。  
 二 空欄は該当件数が〇件のものである。